

令和5年度
古賀市営住宅入居者募集案内
(空家待機申請)

申込期間:令和6年5月31日(金)まで

目次

1. 申込から入居までの順序	1ページ
2. 入居申込資格	2ページ
3. 申込の無効、失格	5ページ
4. 申込方法について	5ページ
5. 申込書記入例	6ページ
6. 所得の計算方法等	9ページ
7. 各団地の詳細情報、家賃一覧	12ページ
各団地の住所、地図	裏表紙

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）

●市営住宅は市民共有の財産です。

市営住宅は、住宅に困っている人たちの生活の安定と福祉の増進を図るために整備されたものです。公営住宅法や古賀市営住宅条例等に基づいて管理しており、住宅の使用にあたっては、多くの義務や制限が伴います。民間住宅とは趣旨が異なり、市民共有の大切な財産であることをご理解いただき、ご協力をお願いします。

●自治会等の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・集会所等の電気代や共用の水道代など、入居者が共同で使用する費用は、共益費として家賃以外に入居者全員で負担していただきます。共益費については、入居者によって構成されている地元自治会等が徴収・支払いを行っていますので、入居後は自治会等へ共益費をお支払いいただく必要があります。

また、自治会による清掃活動など積極的に参加・協力をお願いいたします。

●犬・猫・鳥などの飼育はできません。

団地の中では犬・猫・鳥などの飼育はできません。入居者間のトラブルのもとになり、円滑な集団生活の大きな支障となりますので、絶対に飼わないようにしてください。

●退去の際は、負担していただく補修費用があります。

退去の際、畳の表替えとふすまの張替え、その他破損等修繕の費用は入居者の負担となります。

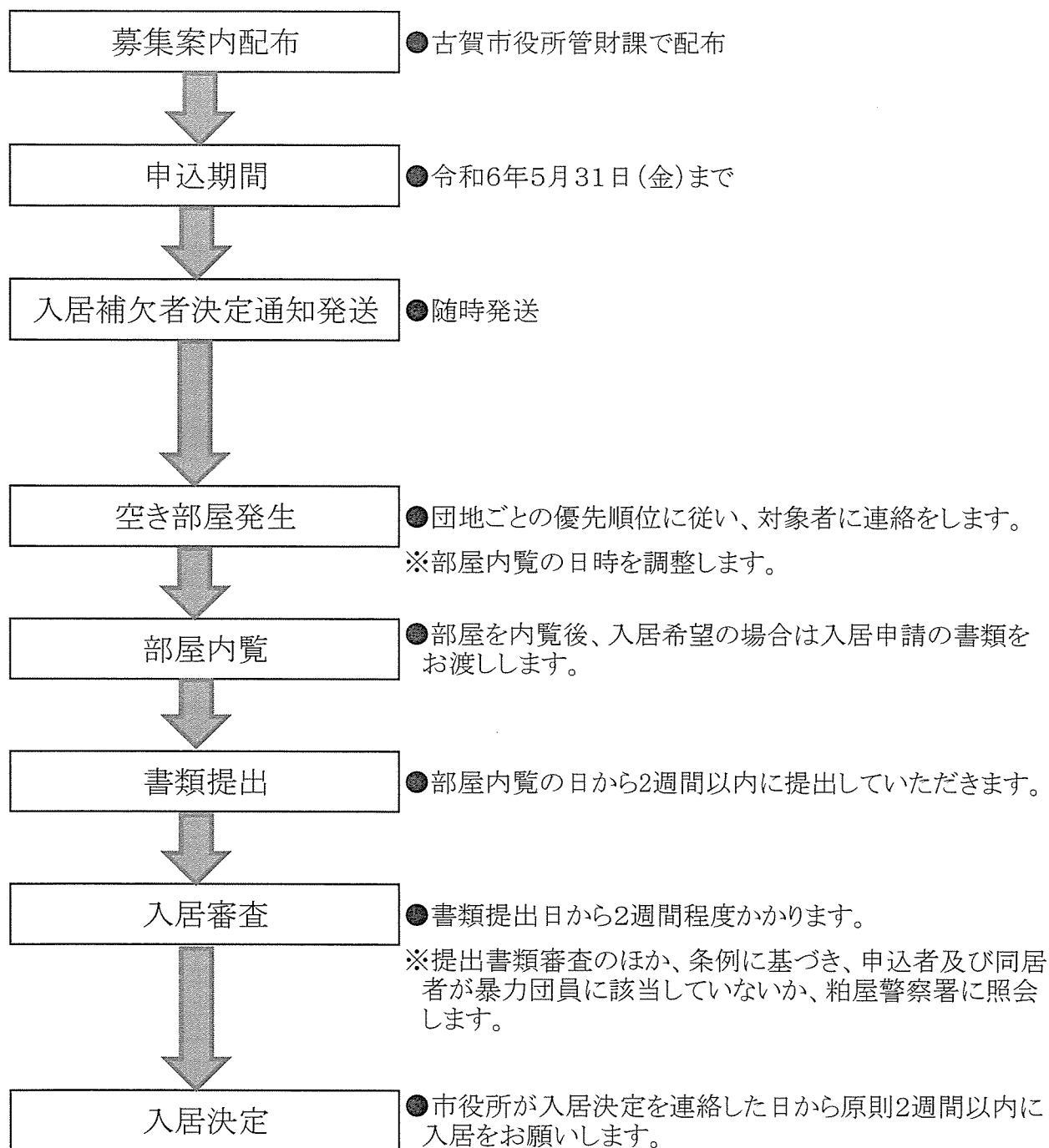
●暴力団員は入居できません。

市営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合には入居できません。

●空き部屋の発生状況について。

空き部屋の発生状況は、例年全団地で10戸前後です。今回の募集は、『空き部屋が発生した場合に案内する順位を決定するもの』です。そのため、登録後すぐに入居できるというものではありませんのでご了承ください。

1. 申込から入居までの順序



2. 入居申込資格

古賀市営住宅に応募される方は次の(1)～(9)の条件を満たしていなければ、申し込むことはできません。なお、年齢に関しては申込日現在でご記入ください。

(1)古賀市内に引き続き3ヶ月以上住所を有し、又は市内の同一事業所に引き続き4ヶ月以上勤務(その1週間当たりの勤務時間が30時間以上であるものに限る)している方。

(2)入居申込者が成年者であり、同居しようとする親族がいる方

- ※ 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離をした申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- ※ 内縁関係にある方(住民票で確認できる場合のみ)も申込みできます。この場合、入居審査までに住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載する届出を完了しておく必要があります。
- ※ パートナーシップを宣誓された方で、パートナーと一緒に申込みする場合には、申込時にパートナーシップ宣誓書受領証または受領カードを提示してください。
- ※ 婚約中の方が申し込まれる場合は、入居決定の日から3ヶ月以内に婚姻を証明する住民票か、婚姻受理証明書を提出してください。たとえ入居後であっても期間内に書類の提出がない場合は、住宅の明渡しを行っていただきます。
- ※ 申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。(ただし、出生・死亡等を除きます)
- ※ 申込者本人は、契約後名義人となります。申込みから契約までの間に名義人の変更はできません。(申込者の死亡等により申込書に記載してある同居親族がこれに替わる場合を除きます。ただし、単身となった場合は単身入居の資格を満たす必要があります。)

【単身での申し込みについて】

次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。

申込ができる団地は「7. 各団地の詳細情報」(12ページ参照)に「単身での入居可」と記載されている団地のみです。ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居住においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方は申込みできません。

申込の際、下記のいずれに該当するか、申込書の単身申込資格の欄の該当項目に○印をつけてください。(複数回答可)

- ㉞ 60歳以上の方
→申込書「単身申込資格」の「60歳以上の方」に○印をつけてください
- ㉟ 身体障害者手帳を所持し、1級から4級の方
→申込書「単身申込資格」の「身体障がい者」に○印をつけてください
- ㊱ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級から3級の方
→申込書「単身申込資格」の「精神障がい者」に○印をつけてください
- ㊲ 療育手帳を所持している人、または、知的障がい者であることを更正相談所長から判定された方
→申込書「単身申込資格」の「知的障がい者」に○印をつけてください
- ㊳ 戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方
→申込書「単身申込資格」の「戦傷病者」に○印をつけてください

- ㉞ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
→申込書「単身申込資格」の「被爆者」に○印をつけてください
- ㉟ 生活保護を受けている方
→申込書「単身申込資格」の「生活保護受給者」に○印をつけてください
- ㊱ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方、及び、中国残留邦人等で支援給付を受けている方
→申込書「単身申込資格」の「引揚者」に○印をつけてください
- ㊲ ハンセン病療養所入所者等(※)
→申込書「単身申込資格」の「ハンセン病療養所入所者等」に○印をつけてください
- ㊳ DV被害者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力)で配偶者暴力支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方もしくは配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の方
→申込書「単身申込資格」の「DV被害者」に○印をつけてください

※ 単身入居者の方は身元引受人の届出が必要です。

※ ハンセン病療養所入所者等は次に該当される方です。
「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間(平成8年3月31日までの間)に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方

(3)収入基準に合う方

同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の月間所得額(以下、「月間所得額」とします)が次の金額であることが必要です。月間所得額の計算方法は、9～11ページを参照してください。

(1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。)

《収入基準》

一般世帯	月間所得額158,000円以下	
高齢者・障がい者・子育て世帯等	月間所得額214,000円以下	…………… 裁量階層世帯(※)

※裁量階層世帯とは、下記のいずれかに該当する世帯です

- ㊴ 60歳以上の方
同居しようとする親族がある場合は60歳以上の方及び満18歳未満の方のみで構成された世帯
- ㊵ 身体障がい者(身体障害者手帳1級から4級)の方がいる世帯
- ㊶ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1・2級程度)の方がいる世帯
- ㊷ 知的障がい者(療育手帳重度又は中度程度(療育手帳のB2又はBの軽度は除く))の方がいる世帯
- ㊸ 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表の特別項症から第6項症又は第1款症)がいる世帯
- ㊹ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣から認定された方がいる世帯
- ㊺ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
- ㊻ ハンセン病療養所入所者等
- ㊼ 中学生までの子どもがいる世帯

(4)現在、住宅に困っている方

原則として持家の方、及び公営住宅(県営・市営・町営・村営)の入居者の方は申込できません。

(5)過去に古賀市営住宅(旧・古賀町営住宅を含む)に入居していた方については、無断退去・家賃滞納等の不正行為をしたことがない方

(6)共同生活を円満にすることができる方

犬・猫・鳥などの飼育はできません

(7)家賃3か月分の敷金及び毎月の家賃や共益費等が支払える方

(8)外国人については外国人登録を行っている方

(9)申込者または同居しようとする親族が暴力団員(以下「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない方

3. 申込の無効、失格

次のような場合は、抽選後であっても申込を無効とします。

- (1)提出書類に不正があったとき
- (2)申込書等に必要事項が記載されていないとき
- (3)申し込み資格がないにもかかわらず申し込んだとき

※入居審査時に申し込み資格を満たすことが予定されている場合、補欠申込は可能です。
ただし、空き部屋発生の連絡の際に資格条件が満たされていない場合は部屋内覧の案内は行いません。

- (4)家族を不自然に分割または合併して申し込んだとき

2ページの「2. 入居申込資格」(2)の※をご確認ください。親と同居しない未成年者、または、成年者でも親に扶養されている孫や甥・姪などの申込は、相応の理由が必要です。申込時に理由を記入して持参してください。理由の記入がない場合や理由の内容が適当と認められないときは失格となります。

4. 申込方法について

『古賀市営住宅入居補欠者申込書(空家待機者)』を古賀市役所管財課へご提出ください。
申込みは先着順といたします。

5. 申込書記入例

記入例(同居家族あり) 古賀市営住宅入居補欠者申込書(空家待機者)

入居希望団地(希望される団地を1ヶ所選び、○印で囲んでください)	
2名以上で 申込される方	①花見団地 ②千鳥団地 ③鹿部団地 ④庄団地 ⑤平田団地(2DK) ⑥平田団地(3DK) ⑦林田団地(2DK) ⑧林田団地(3DK)
単身で申込される方	⑤平田団地(2DK) ⑦林田団地(2DK)

単身申込資格(単身で申込される方のみ○印をつけてください。複数回答可)		
⑦60歳以上の方	④戦傷病者	⑤ハンセン病療養所入所者等
①身体障がい者()級	⑥被爆者	③DV被害者
②精神障がい者()級	⑧生活保護受給者	
③知的障がい者()判定	⑦引揚者	

申込者	住 所 (住民票に記載されている住所)	〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号					
	実際の住所 (DV等で上記住所と実際の住所が異なる場合のみ記入)	〒					
	ふりがな	こが たろう		自宅電話番号	092-942-1111		
	申込者氏名	古賀 太郎		携帯電話番号	090-1111-2222		
	生活保護の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	無	生年月日	M・T S・H ● 11・11	年齢	46 歳
勤務先	名称	株式会社 ○○○				障害者手帳の有無 (身体・療育・精神)	身体4級 肝機能障害
	住所	古賀市庄205番地					
	電話番号	092-942-1150					
同居しようとする者 (申込者除く)	ふりがな	続柄	年齢	生年月日	同居・別居	障害者手帳の有無 (身体・療育・精神)	勤務先・学校
	氏名						
	こが はなこ	妻	44歳	M・T ● 12・12 S・H・R	<input checked="" type="radio"/> 同	身体4級 心臓機能障害	無職
	古賀 花子						
	こが じろう	子	5歳	M・T ● 4・4 S・H・R	<input checked="" type="radio"/> 同		□□幼稚園
	古賀 次郎						
				歳	M・T S・H・R	同・別	
			歳	M・T S・H・R	同・別		
			歳	M・T S・H・R	同・別		

記入例(単身用)

古賀市営住宅入居補欠者申込書(空家待機者)

入居希望団地(希望される団地を1ヶ所選び、○印で囲んでください)	
2名以上で 申込される方	①花見団地 ②千鳥団地 ③鹿部団地 ④庄団地 ⑤平田団地(2DK) ⑥平田団地(3DK) ⑦林田団地(2DK) ⑧林田団地(3DK)
単身で申込される方	⑤平田団地(2DK) ⑦林田団地(2DK)

単身申込資格(単身で申込される方のみ○印をつけてください。複数回答可)

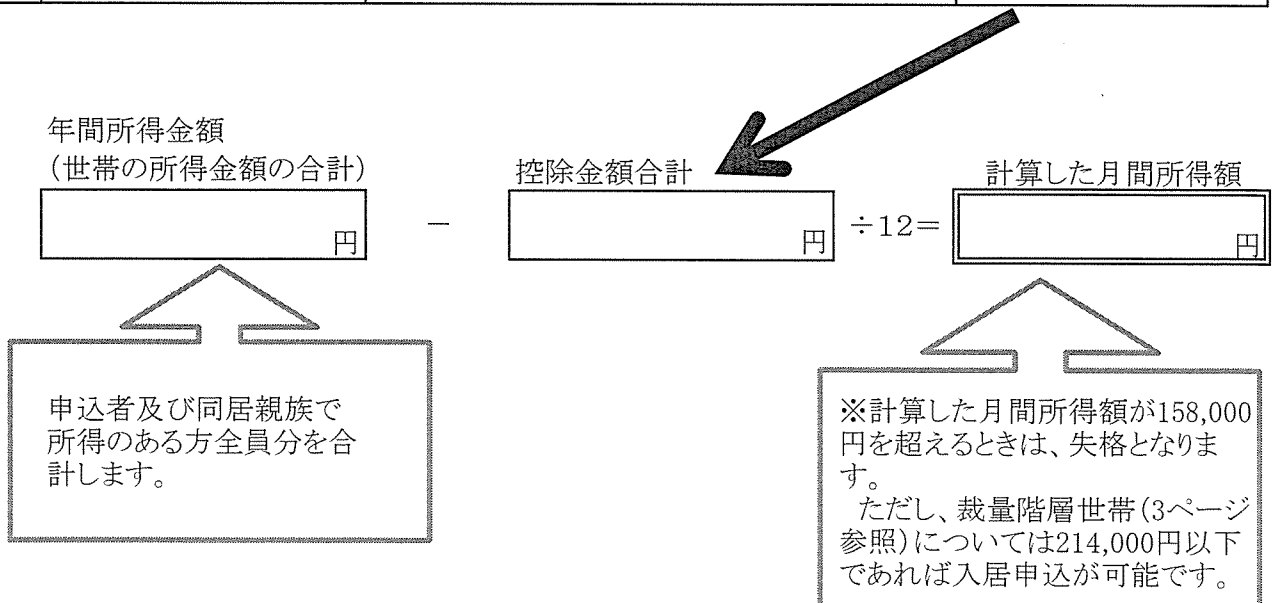
<input type="checkbox"/> ⑦60歳以上の方	<input type="checkbox"/> ⑩戦傷病者	<input type="checkbox"/> ⑮ハンセン病療養所入所者等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑧身体障がい者(4)級	<input type="checkbox"/> ⑪被爆者	<input type="checkbox"/> ⑯DV被害者
<input type="checkbox"/> ⑨精神障がい者()級	<input type="checkbox"/> ⑫生活保護受給者	
<input type="checkbox"/> ⑬知的障がい者()判定	<input type="checkbox"/> ⑭引揚者	

申込者	住所 (住民票に記載されている住所)		〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号					
	実際の住所 (DV等で上記住所と実際の住所が異なる場合のみ記入)		〒					
	ふりがな		こが たろう		自宅電話番号		092-942-1111	
	申込者氏名		古賀 太郎		携帯電話番号		090-1111-2222	
	生活保護の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	生年月日	M・T S・H ●.11.11	年齢	46 歳
	勤務先		名称		株式会社 ○○○		障害者手帳の有無 (身体・療育・精神)	身体4級 肝機能 障害
		住所		古賀市庄205番地				
		電話番号		092-942-1150				
同居しようとする者(申込者除く)	ふりがな	続柄	年齢	生年月日	同居・別居	障害者手帳の有無 (身体・療育・精神)	勤務先・学校	
	氏名		歳	M・T S・H・R	同・別			
			歳	M・T S・H・R	同・別			
			歳	M・T S・H・R	同・別			
			歳	M・T S・H・R	同・別			
			歳	M・T S・H・R	同・別			

6. 所得の計算方法等

控除について

控除の種類		内容	控除額
扶養控除	1. 配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(2を除く)	380,000円×()人
	2. 同居親族	申込者を除く同居親族で1に該当しない人(婚約者・内縁関係を含む)	(家族数－1人)
特別控除	3. 老人控除対象配偶者	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の人	100,000円×()人
	4. 老人扶養親族		
	5. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の人	250,000円×()人
	6. 寡婦	申込者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある人	270,000円×()人 所得から所得金額調整控除を引いた残額が270,000円以下のときは当該所得
	7. ひとり親	申込者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある人	350,000円×()人 所得から所得金額調整控除を引いた残額が350,000円以下のときは当該所得
	8. 障がい者	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある人	270,000円×()人
	9. 特別障がい者	・身体障がい1・2級 ・精神障がい1級 ・知的障がいA・A1・A2	400,000円×()人
	10. 給与年金控除	申込者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある人	100,000円×()人 100,000円未満のときは当該所得



※次ページからの計算例では、源泉徴収票や申告書で所得額や控除金額を計算していますが、あくまで、申込者が申し込み前に収入基準に合うかを確認するためのものです。
入居審査の際は、別途市で確認を行います。

◎給与所得者の計算例

令和4年分 給与所得の源泉徴収票													
支払を受ける者	住所又は居所	氏名		(受給者番号)									
種別		支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額								
給与等		4,000,000	2,760,000										
(源泉)控除対象 配偶者の有無等	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満 扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)		非居住者である親族の数					
有	従属	千円	円	人	人	人	人	人	人	人	人		
○													
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
(H要)													
平成	外国	死亡	災害	乙	本人の障害者	等	ひとり親	勤労学生	中途退・退職		受給者生年月日		
					特別	その他			祝退	退職	年	月	日
支払	住所(居所)												
者	又は所在地												
	氏名又は名称												
(電話)													

家族構成(3人)
 ○名義人(41歳)会社員
 ○妻 (39歳)無収入
 ○子 (4歳)無収入

税法上の控除と該当になる控除の種類、控除金額等が異なる部分があるため、人数を下記の表に当てはめて計算する

控除の種類		控除額
扶養控除	1. 配偶者及び扶養親族	380,000円 × (2)人
	2. 同居親族	(家族数 - 1人) (760,000円)
特別控除	3. 老人控除対象配偶者	100,000円 × ()人
	4. 老人扶養親族	(0円)
	5. 特定扶養親族	250,000円 × ()人 (0円)
	6. 寡婦	270,000円 × ()人 270,000円以下のときは当該所得 (0円)
	7. ひとり親	350,000円 × ()人 350,000円以下のときは当該所得 (0円)
	8. 障がい者	270,000円 × (1)人 (270,000円)
	9. 特別障がい者	400,000円 × ()人 (0円)
	10. 給与年金控除	100,000円 × (1)人 100,000円未満のときは当該所得 (100,000円)

控除額合計
1,130,000円

所得額 **2,760,000円** - 控除額 **1,130,000円** ÷ 12 = 月間所得額 **135,833円**

第3階層

※上記例は会社員の給与収入のみの場合ですが、本人及び同居親族が年金等の収入を得ている場合は、その方の所得金額(収入金額ではありません)を所得額に加算して計算します。

◎自営業の計算例

令和4年分の所得税の確定申告書Bの場合

所得

所得金額	事業	営業等	①	2,000,000
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		その他	⑨	
		総合譲渡・一時	⑪	
		合計	⑫	2,000,000

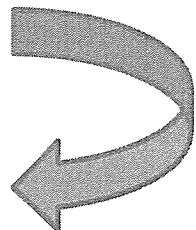
家族構成(3人)
 ○名義人(50歳)自営業
 ○妻 (47歳)無収入
 ○子 (21歳)学生

控除

⑰ 本人に関する事項	寡婦		ひとり親	勤労学生 □年調以外 かつ専修学校等	障害者	特別障害者
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還				
⑳ 配偶者や親族に関する事項	氏名		続柄	生年月日	障害者	その他
	○○	○○	妻	S●●●		
	○○	○○	子	H●●●		

税法上の控除と該当になる控除の種類、控除金額等が異なる部分があるため、人数を下記の表に当てはめて計算する

控除の種類	控除額
扶養控除	1. 配偶者及び扶養親族 380,000円×(2)人
	2. 同居親族 (家族数-1人) (760,000円)
特別控除	3. 老人控除対象配偶者 100,000円×()人 (0円)
	4. 老人扶養親族
	5. 特定扶養親族 250,000円×(1)人 (250,000円)
	6. 寡婦 270,000円×()人 270,000円以下のときは当該所得 (0円)
	7. ひとり親 350,000円×()人 350,000円以下のときは当該所得 (0円)
	8. 障がい者 270,000円×()人 (0円)
	9. 特別障がい者 400,000円×()人 (0円)
	10. 給与年金控除 100,000円×()人 100,000円未満のときは当該所得 (0円)



控除額合計
1,010,000円

所得額 **2,000,000円** — 控除額 **1,010,000円** ÷ 12 = 月間所得額 **82,500円**

第1階層

7. 各団地の詳細情報、家賃一覧

団地名	所在地	棟	構造	建設年度	戸数	間取り	風呂釜・浴槽設置状況	令和5年4月から令和6年3月までの家賃 単位：円						
								世帯区分 収入階層	一般世帯及び障がい者・高齢者世帯等				障がい者・高齢者世帯等	
									第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層
								月間所得額	0～	104,001～	123,001～	139,001～	158,001～	186,001～
									104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
花見	花見東3丁目	1	中層5	S47	30	6. 4.5. 3. DK	無		8,200	9,500	10,900	12,300	14,000	16,200
		2	中層5	S48	30	6. 4.5. 3. DK	無		9,200	10,600	12,100	13,700	15,700	18,100
千鳥	千鳥2丁目	A	中層5	S52	30	6. 6. 4.5. DK	無		14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,600
		B	中層5	S53	20	6. 6. 4.5. DK	無		14,300	16,500	18,800	21,200	24,300	28,000
		C	中層5	S54	20	6. 6. 4.5. DK	無		14,500	16,700	19,100	21,600	24,700	28,500
		D	中層5	S55	20	6. 6. 4.5. DK	無		14,700	17,000	19,400	21,900	25,100	28,900
鹿部	日吉3丁目	A,B	簡易2	S56	10	6. 6. 6. K	有		15,000	17,300	19,800	22,400	25,600	29,500
庄	今の庄2丁目	A	中層3	S62	18	6. 6. 6. DK	有		20,100	23,200	26,500	29,900	34,200	39,400
		B	中層4	H3	16	6. 6. 6. DK	有	※1階4戸高齢者・障がい者向け	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700
		C	中層4	H2	16	6. 6. 4.5. DK	有		19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800
平田	青柳町1236	A	中層3	H14	7	6. 6. DK	有	単身での入居可	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300
			中層3	H14	15	6. 6. 6. DK	有		18,300 ~ 18,900	21,100 ~ 21,800	24,200 ~ 25,000	27,300 ~ 28,200	31,200 ~ 32,200	36,000 ~ 37,200
		B	中層3	H15	10	6. 6. DK	有	単身での入居可	15,000	17,300	19,800	22,300	25,500	29,500
			中層3	H15	16	6. 6. 6. DK	有		18,400 ~ 19,000	21,200 ~ 21,900	24,300 ~ 25,100	27,400 ~ 28,300	31,300 ~ 32,300	36,100 ~ 37,300
林田	米多比1307	A	中層5	H17	5	6. 6. DK	有	単身での入居可	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000
			中層5	H17	20	6. 6. 6. DK	有		18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500
		B	中層4	H19	4	6. 6. DK	有	単身での入居可	14,400	16,600	19,000	21,400	24,400	28,200
			中層4	H19	20	6. 6. 6. DK	有		18,200	21,100	24,100	27,200	31,000	35,800

※敷金は家賃の3ヶ月分です。

※平田団地と林田団地のみエレベータが設置されています。その他の団地は階段のみです。

※駐車場が併設されているのは平田団地と林田団地のみです(必ず確保できるとは限りません。)
その他の団地については、近隣の民間駐車場を借りる、もしくは管理人さんにお尋ねください。

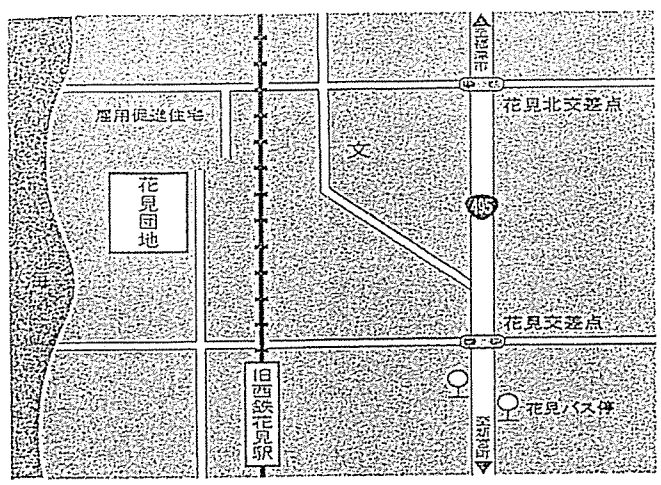
※平田団地についてはタイプ別で家賃が異なります。

※庄団地のB棟1階部分4戸については高齢者・障がい者向け住宅のため、同居者に60歳以上の人あるいは歩行困難等の障がい者を含むことが入居条件です。

※災害等により入居希望者が別にある場合、補欠順位を変更させていただく場合もありますのでご了承ください。

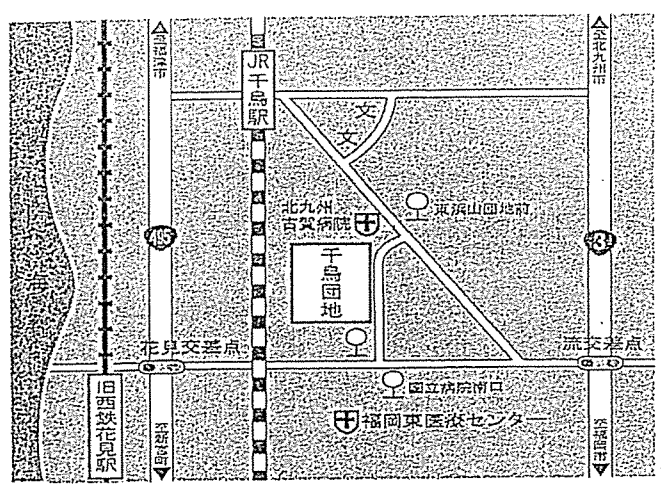
花見団地

住所：古賀市花見東三丁目6番
(学校区 花見小/古賀北中)



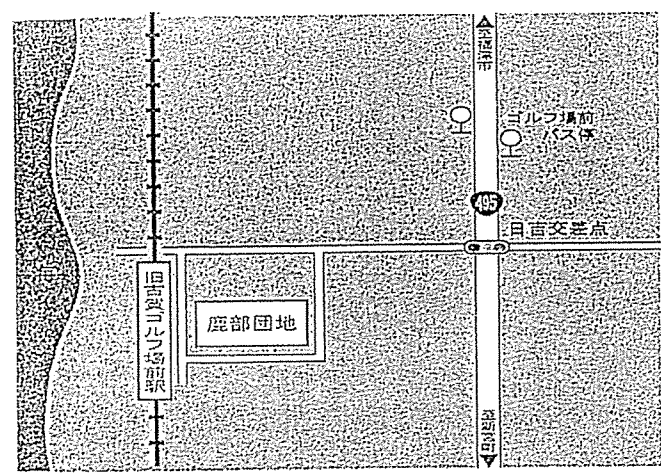
千鳥団地

住所：古賀市千鳥二丁目18番
(学校区 千鳥小/古賀北中)



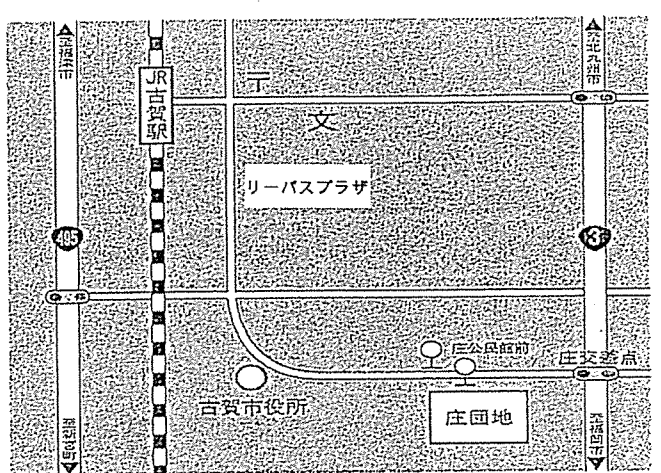
鹿部団地

住所：古賀市日吉三丁目27番
(学校区 古賀西小/古賀中)



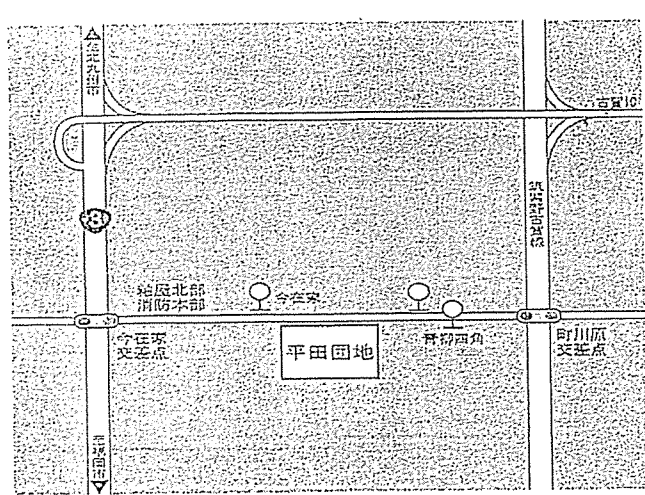
庄団地

住所：古賀市今の庄二丁目6番
(学校区 古賀東小/古賀中)



平田団地

住所：古賀市青柳町1236番地
(学校区 青柳小/古賀東中)



林田団地

住所：古賀市米多比1307番地の1
(学校区 小野小/古賀東中)

